

【諮問事項 1】防災街区の整備の方針の変更について

1. 制度の概要

防災街区の整備の方針は、市街化区域内において、老朽化した木造建築物が密集し、道路等の公共施設が整備されておらず防災上危険な密集市街地について、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るとともに、公共施設の整備や建築物等の不燃化の促進など、防災街区の整備に係る方針を都市計画に定めるものです。

2. JR 東岸和田駅東地区のこれまでの経過

平成 18 年 2 月	防災街区の整備の方針に「JR 東岸和田駅東地区」を位置付け
平成 18 年 8 月	「東岸和田駅東地区防災街区整備事業」の都市計画決定
平成 19 年 2 月	防災街区整備事業組合設立
平成 24 年 9 月	防災街区整備事業完了（公園・都市計画道路・区画街路等の整備）
令和元年 9 月	停車場線・駅前広場の供用開始

3. 都市計画変更スケジュール（案）

令和 3 年 9 月 2 日	府公聴会 ⇒ 公述申出無しのため開催中止 公述申出期間：8 月 2 日～16 日
令和 3 年 11 月 19 日	市都計審（諮問）
令和 3 年 12 月 6 日～20 日	案の縦覧 縦覧場所：府計画調整課、市都市計画課 意見書提出期間：12 月 6 日～20 日
令和 4 年 2 月頃	府都計審（諮問）
令和 4 年 2 月～3 月頃	府告示